

特別養護老人ホーム信竜 利用料金表

(平成30年8月1日改定)

●サービス利用料金

- ・介護保険法の規定により、要介護度に応じたサービス料金が定められています。
- ・サービス利用料金から介護給付費額を除いた金額が、自己負担金額となります。

ユ型福祉施設 I	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
1日あたりの単位数	636 単位	703 単位	776 単位	843 単位	910 単位	
1ヶ月30日とした場合 の利用者負担	※1割負担	1,908 単位	2,109 単位	2,328 単位	2,529 単位	2,730 単位
	※2割負担	3,816 単位	4,218 単位	4,656 単位	5,058 単位	5,460 単位
	※3割負担	5,724 単位	6,327 単位	6,984 単位	7,587 単位	8,190 単位

※利用者の負担割合は、「介護保険負担割合証」によります。

当施設では、必要に応じて下記の加算が生じる場合があります。

項 目	概 要	1日につき
初 期 加 算	入所日から30日以内に加算30日を超える病院等への入院後に再度当施設に戻られた際にも対象となります	30単位
個別機能訓練加算	看護職員、介護職員、生活相談員等職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、実施します。	12単位
看護体制加算(Ⅰ)	入所定員51人以上の施設で、常勤の看護師を1名配置しています。	4単位
日常生活継続支援加算2	日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められる入居者の割合が100分の65以上で、介護福祉士の数が常勤換算で定められた人数がいます。	46単位
栄養マネジメント加算	入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、状態に応じて他職種と協働により、栄養ケアマネジメントを行ないます。	14単位
経口移行加算	経管栄養から経口摂取に移行する場合、医師、管理栄養士、看護職員等による支援を行ないます。	28単位
入院・外泊時費用	病院へ入院、自宅への外泊等施設サービス利用料金に代わり発生します。	246単位
看取り介護加算(Ⅰ)	看取り介護を行なった場合(死亡日以前4~30日間)	144単位
	看取り介護を行なった場合(死亡日の前日、前々日)	680単位
	看取り介護を行なった場合(死亡日)	1,280単位

項 目	概 要	1回につき
療 養 食 加 算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。(1日3食を限度とし、1食を1回とします。)	6単位
再入所連携加算 [入院先医療機関との間の 栄養管理に関する連携]	医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理について調整します。(再入所時1回限り)	400単位

項 目	概 要	1ヶ月につき
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善する為の計画を作成、食事の観察をして、栄養状態、嗜好を踏まえた食事調整を行ない、低栄養のリスクを改善します。(6ヶ月以内)	300単位
経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害、誤嚥が認められる入所者に対し、医師または歯科医師、管理栄養士、看護職員等が協働して食事観察、会議等して、食事摂取が継続できる計画を立てて行ないます。	400単位
経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰを算定して食事摂取を支援する為の食事観察、会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合に加算します。	100単位

※厚生労働大臣が定める1単位の単価については10.27円となります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰは合計単位数に 8.3% を乗じた単位の加算となります。

●その他生活費

項目	料金	項目	料金
日常生活費(日常生活に要する費用)	250円/日	医療費	実費
理美容代(カットのみ)	2,200円/回	薬剤費	実費
買い物代行	300円/回	医務消耗品	実費
複写物の交付	10円/枚	補助食品	実費
電気製品使用料 (テレビ・加湿器等1製品あたり)	100円/台	喫茶代	実費
証明書発行料	200円/回	倶楽部活動・レク・行事材料費	実費
居住費(月6泊7日を超えた場合)	2,500円/日		
契約終了後も居室を明け渡さない場合	介護報酬の10割		

●入所者が医療機関等に入院された場合

福祉施設入院・外泊時費用 246単位 (病院へ入院、自宅への外泊等施設サービス利用料金に代わり発生します) 月6日迄	及び	居住費	第1段階 820円(1日) 第2段階 820円(1日) 第3段階1,310円(1日) 第4段階1,970円(1日)	が発生致します。
--	----	-----	--	----------

◎入院等で月6日以後につきましては居住費2,500円(1日)〈1ヶ月75,000円〉で最大3か月迄確保させて頂く事が可能です。

●負担限度額認定

区分	対象者
第1段階	生活保護者等・世帯全員が市町村民税非課税で高齢年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超
第4段階	市町村民税課税世帯

※負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載の負担限度額(1日あたり)の負担額となります。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費	300円	390円	650円	1,380円
居住費	820円	820円	1,310円	1,970円

●1ヶ月(30日として)あたりの合計概算

利用者負担段階	要介護度	介護保険負担額			食費	居住費	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)					
第1段階	要介護1	19,596円	39,191円	58,788円	300円/日 1ヶ月 9,000円	820円/日 1ヶ月 24,600円	53,196円	72,791円	92,388円
	要介護2	21,660円	43,319円	64,980円					
	要介護3	23,909円	47,817円	71,727円					
	要介護4	25,973円	51,946円	77,919円					
	要介護5	28,038円	56,075円	84,114円					
第2段階	要介護1	19,596円	39,191円	58,788円	390円/日 1ヶ月 11,700円	820円/日 1ヶ月 24,600円	55,896円	75,491円	95,088円
	要介護2	21,660円	43,319円	64,980円					
	要介護3	23,909円	47,817円	71,727円					
	要介護4	25,973円	51,946円	77,919円					
	要介護5	28,038円	56,075円	84,114円					
第3段階	要介護1	19,596円	39,191円	58,788円	650円/日 1ヶ月 19,500円	1,310円/日 1ヶ月 39,300円	78,396円	97,991円	117,588円
	要介護2	21,660円	43,319円	64,980円					
	要介護3	23,909円	47,817円	71,727円					
	要介護4	25,973円	51,946円	77,919円					
	要介護5	28,038円	56,075円	84,114円					
第4段階	要介護1	19,596円	39,191円	58,788円	1,380円/日 1ヶ月 41,400円	1,970円/日 1ヶ月 59,100円	120,096円	139,691円	159,288円
	要介護2	21,660円	43,319円	64,980円					
	要介護3	23,909円	47,817円	71,727円					
	要介護4	25,973円	51,946円	77,919円					
	要介護5	28,038円	56,075円	84,114円					

※利用者負担割合は「介護保険負担割合証」記載の割合となります。